

寄 監 発 第 1 9 号
令和2年8月26日

寄居町長 花輪 利一郎 様

寄居町監査委員 花 輪 敏 男

寄居町監査委員 佐 藤 理 美

令和元年度寄居町一般会計、特別会計及び水道事業会計歳入歳出
決算、基金運用状況並びに財政健全化に係る審査意見書の提出に
ついて（報告）

このことについて、地方自治法第233条第2項、第241条第5項、地方
公営企業法第30条第2項及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律第
3条第1項、第22条第1項の規定に基づき、審査に付された令和元年度寄居
町一般会計、特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算、基金の運用状況、健
全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定資料を審査したので、次のとお
り意見書を提出します。

令和元年度寄居町各会計決算審査意見書

1 審査の対象

- (1) 令和元年度寄居町一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和元年度寄居町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和元年度寄居町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和元年度寄居町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和元年度寄居町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和元年度寄居町公設浄化槽事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和元年度寄居町水道事業会計利益の処分及び決算
- (8) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率
- (9) 各会計決算付属書類

2 審査の期間

令和2年8月5日（水）、6日（木）、7日（金）の3日間

3 審査の手続

審査に付された令和元年度寄居町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、成果説明書並びに水道事業決算書及び事業報告書について、決算計数に誤りはないか、予算執行は関係法令及び予算議決の趣旨に沿って的確かつ効率的になされているか、収入及び支出事務並びに財産の取得、管理及び処分は適正に処理されているか等を主眼に、関係職員の説明を聴取しつつ、あわせて例月出納検査及び定例監査の結果も参考に、慎重に審査を実施した。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果並びにその算定の基礎となる報告書類が適正に作成されているか等を主眼として審査を行った。

4 審査結果

令和元年度寄居町各会計決算及び付属書類等は、地方自治法及び地方公営企業法等の関係法令の規定に基づき作成され、決算の計数は正確であり、予算の執行状況についても適正であると認められる。

また、財産に関する調書の公有財産、物品及び基金のそれぞれの増減については、関係諸帳簿と照合した結果、計数は正確であり、適正に管理、運用されているものと認められる。

次に、令和元年度の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した

書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率のうち「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は、良好な状態にあると認められ、「実質公債費比率」は、4.0%で、早期健全化基準25.00%と比較すると、これを大きく下回っており、良好な状態にあると判断される。

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合である「将来負担比率」は、43.3%となっており、早期健全化基準である350.0%と比較すると、良好な状態にあると認められるが、平成30年度からは2.4ポイントの増加となり、また、県内町村の平均値(30年度)36.9%と比較するとやや高めに推移しており、今後、大規模事業の実施などによる地方債現在高の累増や税収の減少などにより、財政状況が厳しくなることが予想されることから、健全財政維持のための努力が求められる。

水道事業会計をはじめ各特別会計における「資金不足比率」は、各会計とも資金の不足は生じておらず、いずれも良好な状態にあると認められる。

以上により、令和元年度寄居町の各会計決算はそれぞれ正当なものと認められる。

決算の概要は、以下のとおりである。

令和元年度の一般会計歳入歳出決算は、予算現額130億9208万1331円に対し、歳入決算額127億2317万213円(収入率97.2%)、歳出決算額121億2161万3962円(執行率92.6%)である。歳入歳出差引残額は6億155万6251円で、翌年度へ繰り越すべき財源8902万7807円を差し引いた実質収支額は5億1252万8444円の黒字となった。

特別会計決算は、国民健康保険特別会計をはじめ5会計全体で、歳入総額46億9678万9198円、歳出総額46億5273万630円で、歳入歳出差引残額の総額は4405万8568円となった。

一般会計の歳入では、町税が対前年度比0.7%増の50億4325万1千円となり、歳入全体の構成比率では39.64%(対前年度比3.8ポイント減)となった。町税額がピークであった平成26年度の54億6763万9千円と比較すると、税額で4億2438万8千円、率で7.8%の減となったが50億円台を確保した。

税目別では、町民税が個人・法人とも増収になり、固定資産税についても新增築家屋の増加により増収となっている。固定資産税については、景気動向の影響が比較的少ない基幹税目であるが、町税に占める税目別の収納割合は低下傾向にある。(令和元年度52.5%、対平成27年度比3.0ポイント減)

町税については、収納率の改善・向上に取り組んでいるところであり、令和元年度においては現年課税分の収納率が0.04ポイント改善し、滞納繰

越分を含めた町税の収納率は、97.36%と前年度を0.24ポイント上回っている。

県内各自治体との比較では、本町の実績は、63市町村中43位、23町村中15位であり、なお向上の可能性も残されており、賦課徴収に当たっては、課税客体の把握に努め、適正かつ公平な課税を図るとともに、引き続き収納対策の強化を図り、収入未済額等の圧縮に努め、収納率の更なる向上を図られたい。

地方譲与税のうち森林環境譲与税については、令和元年度から譲与が始められたものであるが、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う森林経営管理制度が創設され、森林整備等に必要な財源に充てるための森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。森林環境税は、国税としているが、個人住民税均等割の仕組みを活用し、市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収することになっている。東日本大震災の復興特別税が終了する令和6年度から課税される予定で、年額1000円とされている。森林環境税の収入額に相当する額は、市町村及び都道府県に対して譲与されるが、その用途は、市町村が行う森林の間伐や人材の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることになっている。令和元年度は、譲与額のうち寄居町森林環境整備基金条例に基づく森林環境整備基金に235万2千円を積み立てている。

自動車取得税交付金は、自動車取得税（県税）が令和元年9月30日をもって廃止され、同10月1日から自動車（特殊車両・二輪車を除く。）を取得した者に対し、新たに自動車税（環境性能割）が課税されることになったことから、令和元年度の交付額は3785万6千円（前年度比47.0%減）にとどまっている。

環境性能割交付金は、廃止された自動車取得税交付金に代わり、県に納付された自動車税環境性能割の一部を市町村に交付するもので、令和元年10月から開始されている。市町村への配分は47%（令和4年度からは43%）とされたことや税額の軽減があることから、交付額は1145万8千円となった。

地方特例交付金については、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化にかかる経費について、元年度は、子ども・子育て支援臨時交付金により地方負担分を措置することとされたことから、7775万3千円（対前年度比319.4%増）と大幅に増加した。

国庫支出金のうち国庫補助金は、寄居小学校トイレ改修事業の完了により学校施設環境改善交付金が皆減したものの、農村地域防災減災事業補助金の増加や寄居駅周辺整備事業による社会資本整備総合交付金の増加などにより7億1349万円（対前年度比294.6%増）と大幅に増加した。

県支出金のうち県補助金は、統合・男衾保育所建設事業における林業・木

材産業構造改革事業補助金の皆増などにより4億6807万1千円（対前年度比35.6%増）と大幅に増加した。

国庫補助金や県補助金は、依存財源に区分される。近年の決算では町税等の自主財源比率が50%を上回って推移してきたが、令和元年度においては、普通建設事業等の投資的経費が増加し、各種事業に国等の補助金を投入したことから、自主財源比率は49.7%と50%をわずかに下回った。今後はこうした点にも留意しつつ、多額の費用が見込まれる道路、橋梁、公園整備などの社会資本整備の特定財源として積極的な活用を図られたい。

町債は、14億5753万9千円（対前年度比26.0%増）と増加した。特に令和元年東日本台風（台風第19号）では、当町においても浸水、道路の崩落・土砂崩れ、断水等の多大な被害が発生し、その復旧等の対応に迫られたところである。災害復旧に当たっては、迅速な復旧を図るため、国庫補助等による災害復旧工事ではなく、必要経費の一部を災害復旧債で手当てしたことから、平成11年度の集中豪雨（天神山崩壊）以来20年ぶりの災害復旧債の発行（2840万円）となった。

歳入については、その動向についての不透明感が増大しており、引き続き企業誘致の推進や地域経済の活性化などの取り組みにより、税財源の充実確保とともに、国庫支出金、県支出金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金などあらゆる財源の創出・拡大に取り組み、本町の持続可能性を高めつつ、揺るぎない財政基盤の構築に努められることを要望する。

また、負担金や使用料等の収入未済額についても、負担公平の観点や財源確保の両面から、引き続きその解消に向けた積極的な取り組みを併せて要望する。

令和元年度は、第6次寄居町総合振興計画の3年目であり、歳出については、「教育施策の充実強化」「女性の活躍推進」「健康長寿」「中心市街地の活性化」「川の国埼玉はつらつプロジェクトの推進」及び「企業誘致の推進」を重点施策として施策・事業が展開され、一部で繰越事業が生じたものの、決算書や成果説明書などからは所期の成果が上げられたものと認められた。

統合・男衾保育所建設事業については、令和元年6月から建設工事を進め、令和2年4月から供用を開始した。男衾保育所においては、新たに0歳児保育も開始され利便の向上が図られた。

川の国埼玉はつらつプロジェクトについては、水辺空間の整備のため、荒川沿岸の遊歩道の延伸や雀宮公園、玉淀親水広場の整備を実施し、概成に至った。

寄居駅周辺街路整備事業については、寄居駅南口や中央通り線の整備に向けた用地取得及び代替地の造成工事を実施した。

各般の事業については、基本計画の目標値を達成した事業・施策がある一方、整備施設の利用状況等には、なお改善・向上すべきものがあり、また、多額の不用額を生じた事業もあり、予算編成の段階で、事業の必要性・規模

等について、十分な検討が求められる。

また、性質別歳出の推移からは、義務的経費としての扶助費が増加傾向にあり、自主財源の占める割合は比較的低いものの、高齢化の急激な進行などによる影響等その動向に留意する必要がある。

平成28年12月に策定された「寄居町公共施設等総合管理計画」は、今後40年間で公共施設の床面積33%減を方針とするものであり、町民生活やその活動に少なからず影響を与えるものであるが、人口減少・高齢化社会の中で持続可能なマネジメントを実施するためには、避けられないものであり、一部施設については関連した調査等が進められているところであるが、個別計画の策定に向けた着実な取り組みが求められる。

生産年齢人口の減少による働き手不足、高齢者人口の増加に伴う、医療介護需要の増大、高度経済成長期に整備されたインフラの老朽化は全国的な課題であり本町も例外ではない。

特に、高齢者については、平均寿命、65歳健康寿命、65歳要介護認定率などの健康指数は、男女とも県北部で低位にとどまっており、本町の状況は、県内63市町村中、65歳健康寿命は55位（男性）、43位（女性）、65歳要介護認定率は、高位から4位（男性）、5位（女性）となっている。

また、生活保護率は、人口割合で1.56%（埼玉県1.33%、全国1.66%）と県内自治体の中では2番目となっている。

様々な行政課題に対応するためには多額の財政需要が見込まれる。施策の有効性や効率性については十分に検証し、無駄を徹底排除しながら不断に事務事業を見直すことで、現下の課題に的確に対応するよう要望する。

特別会計では、国民健康保険特別会計が平成30年度から県と市町村と共同で運営を行うことになり、令和元年度は2年目に当たる。元年度の収支状況は、741万5千円の赤字になったことから、翌年度（令和2年度）歳入の繰上充用が行われた。国保会計については、全県的な被保険者負担の平準化に向けた取り組みや独自の保健事業の扱いなどの課題がある。

下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計については、令和2年度から公営企業会計に移行するため、元年度予算のうち令和2年4月以降の収支については「打切り決算」が行われたことから、決算状況は、前年度と比較すると概ね減額となった。移行後の下水道事業については、公営企業として、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進させるように運営することが求められる。

水道事業会計については、年間総配水量470万3971m³、年間有収水量436万5583m³でいずれも前年度を下回ったが、老朽管更新事業や漏水調査の実施により有収率は92.8%（前年度91.5%）に改善された。人口減少等による水需要の減少及び大口需要者の使用水量の減少の傾向は、今後とも引き続くものと見込まれる。また、施設の老朽化対策や石綿管の更新などの資本的支出の増加も見込まれる。

以上の審査結果等を踏まえて、一般会計及び特別会計とも限られた行財政資源を有効に活用し、真に町民福祉の向上に資する事業・施策を実施されるよう要望する。また、企業会計については、「経済性の発揮」などその特性を生かした経営を図られるよう併せて要望する。

「成果説明書」については、前年度の意見書でその記載事項等について要望したところ「歳入決算額の推移」や「性質別歳出の推移」等について、表記上の工夫がなされ、年度間の比較が容易になるなどの改善が図られた。一方、従前の成果説明書にあった施策ごとの事業費の記載が一部省略されている。主要施策の成果の報告は、決算審査の対象とならないとされているが、各年度の施策の実施状況を比較確認するためには有効な資料と思われる。更に工夫改善を検討され、「成果」がより明らかになるような成果説明書の調製に努められたい。

各課（局・室）の所掌事務、事業別決算については、それぞれ審査する中で意見や要望等を申し上げた。今後事務事業を執行する上での参考とされたい。

令和元年度は、台風第19号の被害や新型コロナウイルス感染症対策等で、職員や議会においても緊張した厳しい状況下での業務執行となった。とりわけ、令和元年10月12日から13日にかけての台風第19号への対応では、12日（土）から14日（祝）までの日曜日を挟む3日間に、各課から延べ188人（実人員109人）が出役し、対応に当たった。

被災の復旧については、災害復旧費の増額補正などにより対策を講じた結果、一部事業に次年度への繰越が生じたものの、概ね予定した事業が完了している。

また、新型コロナウイルス感染症への対応等の先が見通せない中、厳しい執務環境で職務に精励している職員をはじめ関係者の尽力に感謝するとともに、今後ともつつがなく職務を全うされるようお願いするものである。